

## 防災管理点検結果報告・特例認定に関する事務処理マニュアル

2016年（平成28年）4月1日制定

2017年（平成29年）4月1日改正

2019年（令和元年）7月1日改正

2021年（令和3年）2月1日改正

2023年（令和5年）4月1日改正

2024年（令和6年）3月15日改正

### 第1 防災管理点検結果報告の事務処理について

#### 1 報告に必要な書類について

報告は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）法第36条において準用する法第8条の2の2第1項の規定により、防災管理点検結果報告書（平成20年消防庁告示第19号別記様式第1。以下「報告書」という。）に次の書類を添付させ行わせること。

なお、提出部数は2部とすること。（福山地区消防組合火災予防規則（平成2年規則第18号。以下「予防規則」という。）第2条）

(1) 防災管理点検票（平成20年消防庁告示第19号別記様式第2）

(2) 共同点検報告を行う管理権原者一覧（様式第1号）

※ 建築物その他の工作物の管理権原者が2人以上で、それらの管理権原者が共同で報告を行う場合のみ添付

(3) 防災管理維持台帳

#### 2 報告書の受付について

報告書を受けたときは、福山地区消防組合文書取扱規程（以下「文書規程」という。）の規定に基づき受付印を押印し、文書番号を記載したのち、査察台帳に必要事項を記載（防火対象物管理システムに必要事項を入力）すること。

#### 3 報告書の審査について

(1) 報告書を審査した結果については、次のとおり処理すること。

ア 審査結果を次の書類に記載すること。

(ア) 防災管理点検結果報告審査書（様式第2号） → 報告書の正本に添付

(イ) 防災管理点検結果報告審査結果通知書（様式第3号） → 報告書の副本に添付

イ 査察台帳に必要事項を記載（防火対象物管理システムに必要事項を入力）すること。

4 報告書の返付について

報告書の副本に届出を受理する旨の印を押印し、受理年月日、年度及び文書番号を記載して届出者に返付すること。

5 事務処理に関する留意事項について

事務処理を行うに当たり、次の事項に留意すること。

- (1) 報告書の記載内容に誤りがあったときは、届出者に期間を定めて訂正を指導すること。
- (2) 報告書の記載内容の訂正は、原則として届出者及び当該報告書に係る建築物その他の工作物の点検を行った点検者に行わせること。
- (3) 点検を行う期間の起算日については、次表によること。

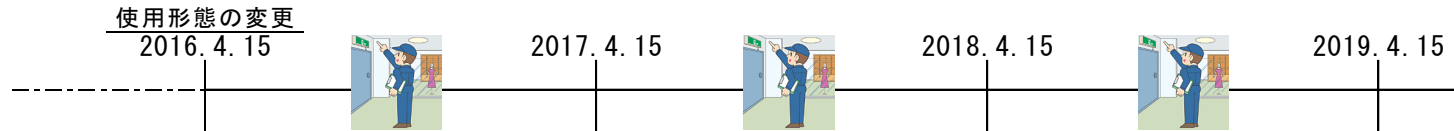
ア 消防法施行令第46条に規定する建築物その他の工作物に該当することとなった日を起算日として算定する場合

(7) 新築された建築物その他の工作物の使用を開始した日を起算日とするとき



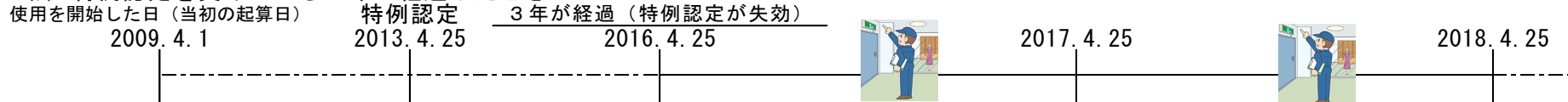
※起算日から翌年同日の前日までの期間内に点検を実施すれば良い。  
よって、前回の点検から1年以上期間が空く場合もある。

(イ) 使用形態の変更により防災管理点検結果報告を要する建築物その他の工作物となった日を起算日とするとき



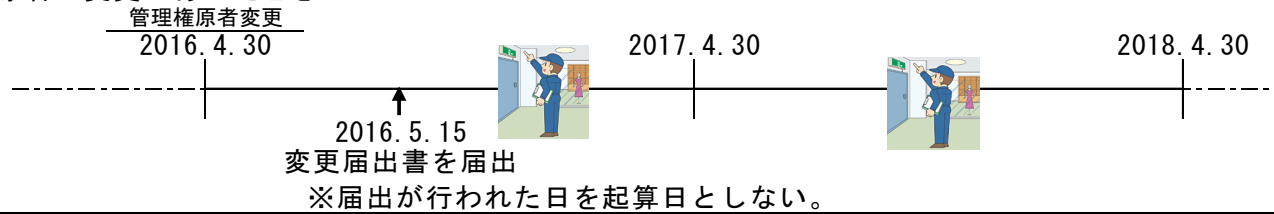
イ 特例認定が失効することとなる事由が発生した日を起算日とする場合

(7) 特例認定を受けてから3年が経過したとき



※特例認定を受ける前の起算日については、特例認定が失効した日以降に1年を算定する起算日とならない。(特例認定の取消しにおいても同じ。)

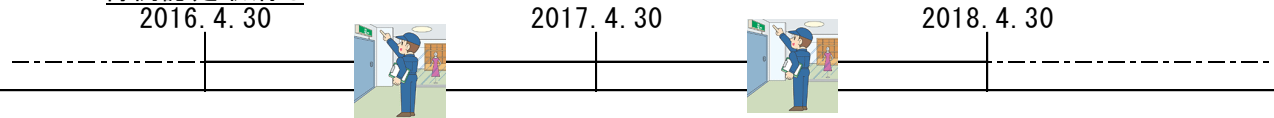
(イ) 管理権原者の変更があったとき



※届出が行われた日を起算日としない。

ウ 特例認定の取消しを受けた日を起算日とする場合

特例認定取消し



(4) 防災管理点検結果報告の結果が良好であった場合に建築物その他の工作物に付することができる表示は、次表のとおりであること。

ア 消防法施行規則第51条の16関係	イ 消防法施行規則第51条の18関係
	

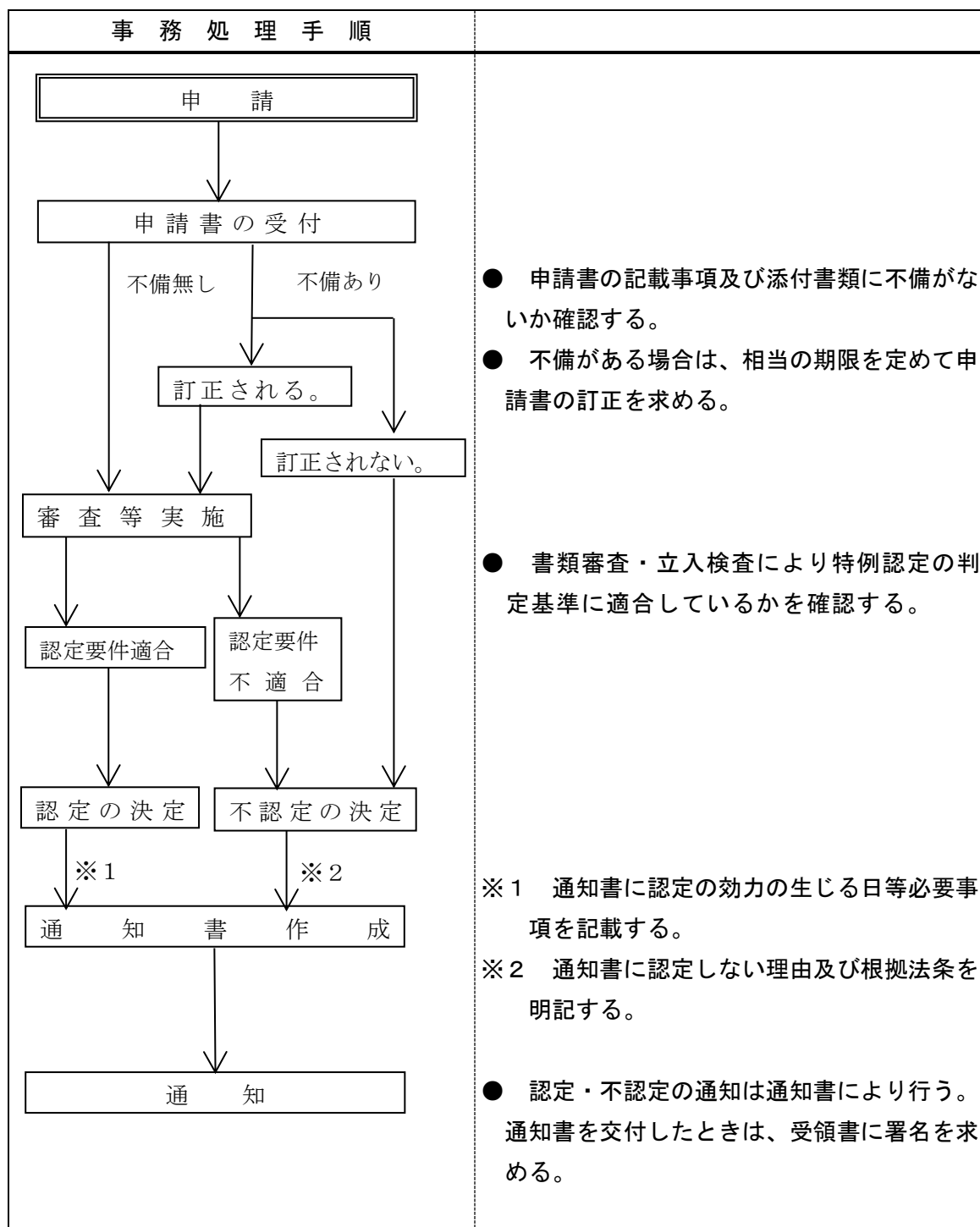
(5) 前表イの表示については、防災管理点検報告を要する建築物その他の工作物が法第8条の2の2第1項に規定する防火対象物点検結果報告を要する防火対象物である場合で、防災管理点検結果報告及び防火対象物点検結果報告の内容が良好であったときに限り付することができること。

(6) 報告書は、査察台帳に編冊すること。

## 第2 防災管理点検結果報告の特例に係る事務処理について

### 1 事務処理の流れについて

防災管理点検結果報告の特例の認定（以下「特例認定」という。）に係る事務処理の流れは、次の図のとおりであること。



【凡例】 申請書：防火対象物・防災管理点検報告特例認定申請書

通知書：（認定・不認定）通知書

## 2 申請に必要な書類について

申請は、防火対象物・防災管理点検報告特例認定申請書（消防法施行規則別記様式第14号。以下「申請書」という。）に次の書類を添付させ行わせること。

なお、提出部数は2部とすること。（予防規則第2条）

(1) 申請に係る建築物その他の工作物の管理権原者が管理を開始した日を確認できるもので次のいずれかの書類

ア 防火対象物使用開始届出書の写し

イ 登記事項全部証明書の写し

ウ 賃貸借契約書の写し

エ 営業許可書の写し

オ その他管理を開始した日を確認できる書類

(2) 申請に係る建築物その他の工作物及び管理権原者が管理権原を有する範囲を特定できる書類

ア 敷地内における建築物その他の工作物の位置を示す敷地配置図（予防規則第3条の4第1号）

※ 同一敷地内に2以上の建築物その他の工作物がある場合は、申請を行う管理権原者が管理権原を持つ建築物その他の工作物を示したものを添付

イ 申請者が管理権原を有する部分を示した平面図（予防規則第3条の4第2号）

※ 一の建築物その他の工作物の管理権原者が2人以上の場合は、申請者が管理権原を有する範囲を示したものを添付

## 3 申請書の受付について

申請書を受けたときは、文書規程第14条の規定により受付印を押印し、文書番号を記載したのち、査察台帳及び防災管理点検報告特例認定受付処理簿（様式第4号。以下「処理簿」という。）に必要事項を記載（防火対象物管理システムに必要事項を入力）すること。

## 4 記載事項及び添付書類の確認について

(1) 申請書を受けたときは、記載事項及び添付書類を確認し、記載漏れ、添付書類の不足等の不備を認めた場合は、申請者に対し、期間を定めて訂正を求めること。

(2) 訂正に要する期間については、不備の内容に応じて、申請者が訂正を行うことができる相当の期間とすること。

(3) 申請者が申請書の訂正に応じないとき、又は定めた期間内に訂正できないときは、申請者に対して防災管理点検報告特例認定申請取下書（様式第5号。以下「取下書」という。）を提出するよう指導すること。

## 5 申請書の審査及び検査について

申請書に不備がないことを確認したときは、次により速やかに処理すること。

- (1) 申請書に係る建築物その他の工作物の査察台帳を活用し、審査を行うこと。
- (2) (1) による審査を行ったのち、申請書に係る建築物その他の工作物の検査を行うこと。
- (3) 審査及び検査の結果を査察台帳、処理簿及び防災管理点検報告特例認定検査書（様式第6号。以下「検査書」という。）に記載（防火対象物管理システムに必要事項を入力）し、不備のあった事項については、検査書にその内容を具体的に記載し、根拠法条を記載すること。

## 6 認定又は不認定の決定について

特例認定の認定又は不認定の決定は、次により行うこと。

- (1) 審査及び検査の結果、法第36条において準用する法第8条の2の3第1項各号に掲げる要件に適合している場合は、特例認定を認めるものとして処理すること。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、特例認定を認めないものとして処理すること。
  - ア 審査及び検査の結果、法第36条において準用する法第8条の2の3第1項各号に定める要件に適合していないとき。
  - イ 申請者が、申請書の訂正を行わないことによる取下書の提出の指導に応じないとき。

## 7 認定又は不認定の通知について

特例認定の認定又は不認定の決定の通知は、次により行うこと。

- (1) 通知は、申請者に（認定・不認定）通知書（様式第7号。以下「通知書」という。）を交付することにより行うこと。
- (2) 通知書の作成は、次により行うこと。
  - ア 特例認定を認める場合の通知書
    - (ア) 通知書の「認定の効力が生じる日」欄には、申請者に通知書を交付する年月日を記載すること。
    - (イ) 管理権原者が2人以上の建築物その他の工作物については、次の事項を「特記事項」欄に記載すること。
      - a 申請に係る事業所の名称
      - b 特例認定を認める範囲
  - イ 特例認定を認めない場合の通知書
    - (ア) 次の事項を「認定しない理由」欄に記載すること。
      - a 特例認定を認めない理由（具体的に）

b 根拠法条

(イ) 管理権原者が2人以上の建築物その他の工作物については、次の事項を「特記事項」欄に記載すること。

a 申請に係る事業所の名称

b 特例認定を認めない範囲

(3) 申請者に通知書を交付したときは、受領書（様式第8号）に署名を求めること。

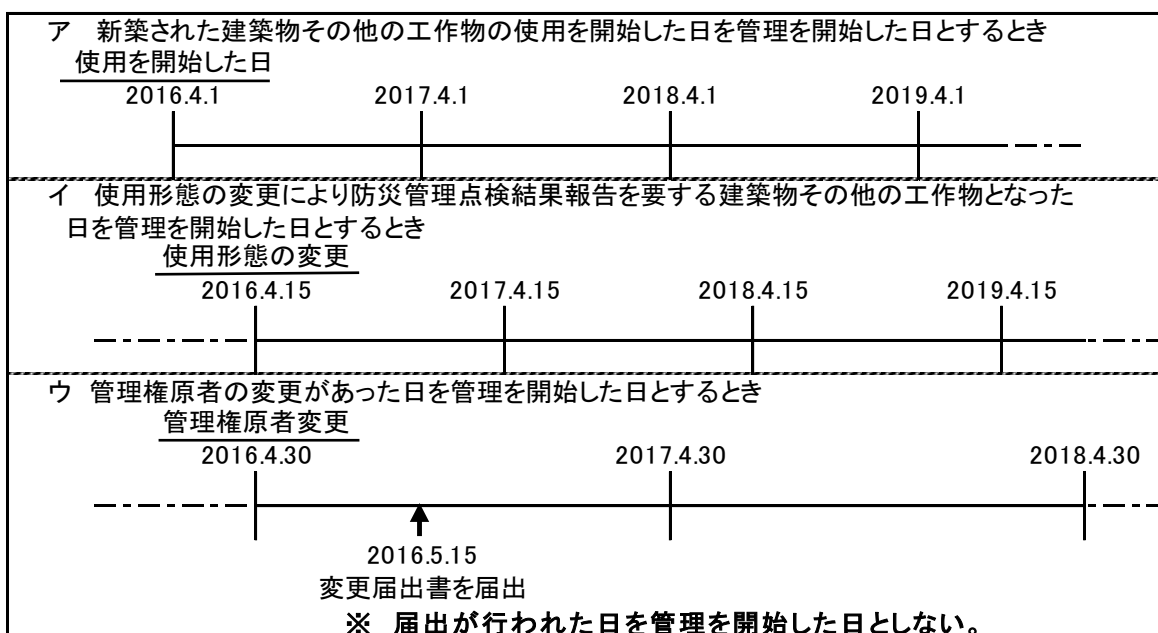
(4) 申請書の副本に通知書の交付年月日及び指令番号を記載して、通知書と併せて申請者に返付すること。

(5) 通知書を交付したときは、処理簿及び査察台帳に必要事項を記載（防火対象物管理システムに入力）すること。

8 事務処理に関する留意事項について

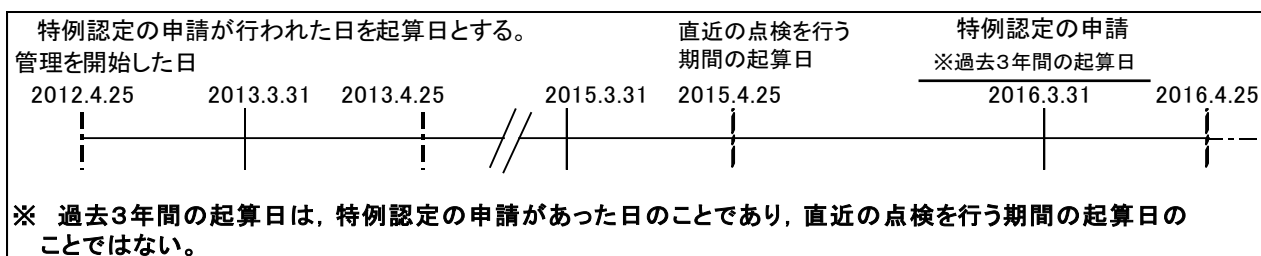
事務処理を行うに当たり、次の事項に留意すること。

(1) 法第36条において準用する法第8条の2の3第1項第1号に規定する防火対象物の管理を開始した時とは、建築物その他の工作物の管理権原者が当該建築物その他の工作物の管理を開始した日であること。

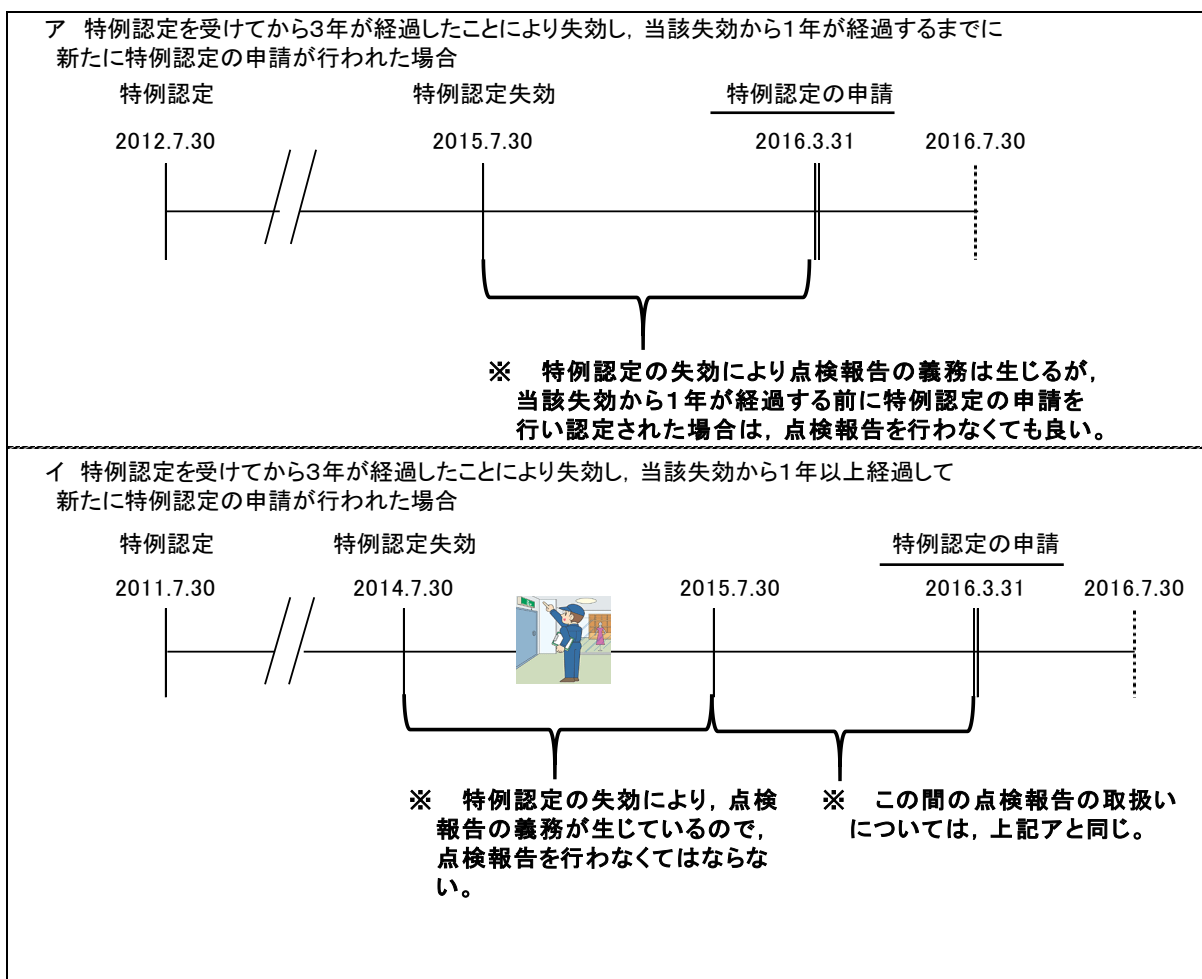




(2) 法第36条において準用する法第8条の2の3第1項第2号に規定する過去3年間の起算日は、特例認定の申請が行われた日を起算日とすること。



(3) 法第36条において準用する法第8条の2の3第1項第2号ハ及びニに規定する認定要件の適用については、次表によること。



(4) 特例認定を認められたことにより建築物その他の工作物に付することができる表示は、次表のとおりであること。

<p>ア 消防法施行規則第51条の15関係</p> 	<p>イ 消防法施行規則第51条の19関係</p> 
--	---

(5) 前表イの表示については、防災管理点検報告を要する建築物その他の工作物が法第8条の2の2第1項に規定する防火対象物点検結果報告を要する防火対象物である場合で、特例認定を認められるとともに防火対象物点検結果報告の特例を認められたときに限り付することができること。

(6) 申請書、取下書、受領書その他これらに係るものは、処理簿に編冊すること。

## 9 申請の取下げの処理について

申請者が、申請を取り下げるときは取下書の提出により行わせるものとし、次のとおり処理すること。

- (1) 取下書は、1部提出させること。
- (2) 取下書を受けたときは、受付印を押印し、文書番号を記載したのち、査察台帳及び処理簿に必要事項を記載すること。
- (3) 取下書及び申請書の副本の経過欄に当該取下書の受理年月日を記載し、申請者に申請書の副本を返付すること。

### 第3 特例認定の失効・取消しの事務処理について

#### 1 特例認定の失効について

- (1) 法第36条において準用する法第8条の2の3第4項の規定により特例認定がその効力を失ったときは、処理簿及び査察台帳に必要事項を記載（防火対象物管理システムに必要事項を入力）すること。
- (2) 特例認定を認めている建築物その他の工作物の管理権原者がその期間内に特例認定の申請を行い、新たに特例認定を認める通知書の交付を受けたときは、従前の特例認定は失効したものとして取り扱うこと。

#### 2 管理権原者変更の届出の処理について

- (1) 防火対象物・防災管理対象物管理権原者変更届出書（消防法施行規則別記様式第1号の2の2の3。以下「変更届出書」という。）は、次により処理すること。  
なお、提出部数は2部とすること。（予防規則第2条）  
ア 変更届出書を受けたときは、文書規程の規定に基づき受付印を押印し、文書番号を記載したのち、処理簿及び査察台帳に必要事項を記載（防火対象物管理システムに必要事項を入力）すること。  
イ 変更届出書の副本に届出を受理する旨の印を押印し、受理年月日、年度及び文書番号を記載して届出者に返付すること。
- (2) 変更届出書を届け出る義務のある管理権原者が変更届出書の届出を行わないときは、福山地区消防組合火災予防違反処理規程（平成26年訓令第2号。以下「違反処理規程」という。）第30条の規定により処理すること。

#### 3 特例認定の取消しについて

法第36条において準用する法第8条の2の3第6項各号の特例認定の取消し要件のいずれかに該当したときは、次により処理すること。

- (1) 特例認定は、行政手続法に基づき、管理権原者に対して聴聞を行ったのち、取り消すこと。
- (2) 聴聞は、福山地区消防組合聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則（平成20年規則第2号）に従って行うこと。
- (3) 特例認定の取消しについては、違反処理要綱第22条により、当該取消しの措置の要因となった違反が是正された場合においても、留保しないこととなっていること。
- (4) 特例認定を取り消したときは、特例認定を取り消した建築物その他の工作物の管理権原者に対して特例認定取消書（様式第9号）を交付するものとする。
- (5) 特例認定取消書の交付は、違反処理規程第36条の規定により行うこと。

- (6) 特例認定取消書を交付したときは、処理簿及び査察台帳に必要事項を記載（防火対象物管理システムに必要事項を入力）すること。
- (7) 特例認定の取消しに係る書類は、違反對象物台帳に編冊すること。

#### **第4 通知証明書の交付に係る事務処理について**

##### 通知証明書の交付について

建築物その他の工作物の関係者から通知書の交付について証明を求められたときは、次により処理すること。

- (1) 証明を求めるときは、特例認定通知証明書交付願出書（様式第10号。以下「願出書」という。）により行わせること。
- (2) 願出書は、1部提出させること。
- (3) 願出書を受けたときは、受付印を押印し、文書番号を記載したのち、願出書の内容が事実と相違ないことが確認できたときは、特例認定通知証明書（様式第11号）を交付すること。
- (4) 福山地区消防組合手数料条例（平成12年条例第2号）により証明に必要な手数料は300円となっていること。
- (5) 願出書及び特例認定通知証明書の交付に係る書類は処理簿に編冊すること。

#### **第5 施行期日について**

- 1 このマニュアルは、2016年（平成28年）4月1日から施行する。
- 2 このマニュアルは、2017年（平成29年）3月8日に一部改正し、その効力は2017年（平成29年）4月1日からとする。
- 3 このマニュアルは、2019年（令和元年）7月1日に一部改正し、その効力は改正した日からとする。
- 4 このマニュアルは、2021年（令和3年）2月1日に一部改正し、その効力は改正した日からとする。
- 5 このマニュアルは、2023年（令和5年）3月3日に一部改正し、その効力は2023年（令和5年）4月1日からとする。
- 6 このマニュアルは、2024年（令和6年）3月15日に一部改正し、その効力は2024年（令和6年）4月1日からとする。

共同点検報告を行う管理権原者一覧

( / )

番号	管理権原者の名前等	防災管理者
		立会者
		備考
1	住所	
	名前	
	電話番号	
2	住所	
	名前	
	電話番号	
3	住所	
	名前	
	電話番号	
4	住所	
	名前	
	電話番号	
5	住所	
	名前	
	電話番号	
6	住所	
	名前	
	電話番号	

注1 管理権原者の名前の記入に当たり、法人の代表者の場合は、法人の名称及び代表者名を記入してください。

2 備考欄には、テナントの名称等を記入してください。

様式第2号

防災管理点検結果報告審査書（単一権原・複数権原）

審査結果については、次のとおりです。（適合・不適合）

審査担当者 ㊟

点 検 項 目		判 定	
届 出	防災管理者選任（解任）	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否
	消防計画作成（変更）	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否
	自衛消防組織の設置（変更）	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否
消防計画	消 防 計 画 事 項	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否
	避 難 訓 練 及 び 通 報	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否
統括防災管理者選任（解任）		<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否
全体の消防計画作成（変更）		<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否
避難上必要な施設及び防火戸の管理		<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否
備 考	次回の点検実施期間	年 月 日から 年 月 日まで	

様式第3号

事業所様

福山地区消防組合 消防署長

防災管理点検結果報告審査結果通知書（単一権原・複数権原）

- 1 次回の点検実施期間は、 年 月 日から 年 月 日までです。期間内に点検を実施し、点検後はその結果を速やかに提出してください。
- 2 審査結果については、次のとおりです。（適合・不適合）
- 3 審査結果で「不適合」の場合は、判定欄の「否」の□にレ点が入力されている点検項目の不適合内容を点検票で確認し、早急に改善してください。

担当者 ㊟

点 検 項 目		判 定	
届 出	防災管理者選任（解任）	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否
	消防計画作成（変更）	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否
	自衛消防組織の設置（変更）	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否
消防計画	消 防 計 画 事 項	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否
	避 難 訓 練 及 び 通 報	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否
統括防災管理者選任（解任）		<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否
全体の消防計画作成（変更）		<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否
避難上必要な施設及び防火戸の管理		<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否
お問合せ先	福山地区消防組合〇〇消防署（〇〇分署・〇〇出張所） 電話：		

防災管理点検報告特例認定受付処理簿 ( 年度 )

番号	文書件名簿			防災管理対象物名称 (事業所名称・占有階)	管理権原者	経過処理						
	月	日	番号			単一又は 複数の別	防対点検 の要否	認定又は 不認定の別	認定・不認定 年月日	取消し又は 失効の別	取消し又は 失効年月日	取下げ 年月日
				( . 部分)		<input type="checkbox"/> 単一 <input type="checkbox"/> 複数	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 認定 <input type="checkbox"/> 不認定	年 月 日	<input type="checkbox"/> 取消 <input type="checkbox"/> 失効	年 月 日	年 月 日
				( . 部分)		<input type="checkbox"/> 単一 <input type="checkbox"/> 複数	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 認定 <input type="checkbox"/> 不認定	年 月 日	<input type="checkbox"/> 取消 <input type="checkbox"/> 失効	年 月 日	年 月 日
				( . 部分)		<input type="checkbox"/> 単一 <input type="checkbox"/> 複数	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 認定 <input type="checkbox"/> 不認定	年 月 日	<input type="checkbox"/> 取消 <input type="checkbox"/> 失効	年 月 日	年 月 日
				( . 部分)		<input type="checkbox"/> 単一 <input type="checkbox"/> 複数	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 認定 <input type="checkbox"/> 不認定	年 月 日	<input type="checkbox"/> 取消 <input type="checkbox"/> 失効	年 月 日	年 月 日
				( . 部分)		<input type="checkbox"/> 単一 <input type="checkbox"/> 複数	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 認定 <input type="checkbox"/> 不認定	年 月 日	<input type="checkbox"/> 取消 <input type="checkbox"/> 失効	年 月 日	年 月 日
				( . 部分)		<input type="checkbox"/> 単一 <input type="checkbox"/> 複数	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 認定 <input type="checkbox"/> 不認定	年 月 日	<input type="checkbox"/> 取消 <input type="checkbox"/> 失効	年 月 日	年 月 日
				( . 部分)		<input type="checkbox"/> 単一 <input type="checkbox"/> 複数	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 認定 <input type="checkbox"/> 不認定	年 月 日	<input type="checkbox"/> 取消 <input type="checkbox"/> 失効	年 月 日	年 月 日
				( . 部分)		<input type="checkbox"/> 単一 <input type="checkbox"/> 複数	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 認定 <input type="checkbox"/> 不認定	年 月 日	<input type="checkbox"/> 取消 <input type="checkbox"/> 失効	年 月 日	年 月 日
				( . 部分)		<input type="checkbox"/> 単一 <input type="checkbox"/> 複数	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 認定 <input type="checkbox"/> 不認定	年 月 日	<input type="checkbox"/> 取消 <input type="checkbox"/> 失効	年 月 日	年 月 日

防災管理点検報告特例認定申請取下書

年 月 日			
福山地区消防組合      消防署長 様			
届出者			
住所又は 所在地 _____			
名前又は 名称及び 代表者名 _____			
電話番号 _____			
年 月 日付け 第 号で受け付された、次の防災管理対象物に係る消防法第36条において準用する同法第8条の2の3第1項の規定による防災管理点検結果の報告の特例の申請を取り下げます。			
防 災 管 理 対 象 物	所 在 地		
	名 称		
	用 途		令別表第一 ( ) 項
申請を取り下げる理由			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2 ※印の欄は、記入しないこと。



様式第6号

### 防災管理点検報告特例認定検査書

申請防災管理対象物名称 \_\_\_\_\_

申請事業所名称・申請の範囲 \_\_\_\_\_ 部分

申請者 \_\_\_\_\_

年( )年) 月 日付け福消 第 号防災管理点検報告特例認定申請書に基づき、審査等を実施した結果については、次のとおりです。

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

階級・名前 \_\_\_\_\_ (印)

立会者 \_\_\_\_\_

検査結果 \_\_\_\_\_ 適合・不適合

### 検査項目

検査項目	判定基準	結果	不適事項(根拠法条)
管理開始日	申請者が、申請のあった法第36条第1項に該当する建築物その他の工作物(以下「申請防災管理対象物」という。)の管理を開始した日から申請日において3年以上経過していること。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適	
命令の有無	申請日前の3年以内において法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2の5第3項、第17条の4第1項若しくは第2項又は第36条第1項において準用する法第8条第3項若しくは第4項の規定による命令(申請防災管理対象物の位置、構造、設備又は管理の状況がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はその他の法律に違反している場合に限る。)を受けていないこと。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適	
命令事由の有無	法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2の5第3項、第17条の4第1項若しくは第2項又は第36条第1項において準用する法第8条第3項若しくは第4項の規定による命令(申請防災管理対象物の位置、構造、設備又は管理の状況がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はその他の法律に違反している場合に限る。)を受けなければならないこと。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適	
取消しの有無	申請日前の3年以内において法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第6項の規定による認定の取消しをされていないこと。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適	
取消し事由の有無	法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第6項の規定による認定の取消しを受けなければならないこと。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適	

法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第1項による点検及び報告の実施	申請日前の3年以内において消防法施行規則（以下「省令」という。）第51条の12第2項において準用する省令第4条の2の4第1項に規定する期間ごとに点検し、報告されていること。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適	
虚偽報告の有無	申請日前の3年以内において虚偽の報告をしていないこと。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適	
法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第1項による点検の結果	申請日前の3年以内において実施した法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第1項に規定する点検の結果が、同項の規定に基づく点検基準に適合していること。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適	
防災管理者選任（解任）届出書の有無	省令第51条の9の届出がされていること。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適	
防災管理に係る消防計画作成（変更）届出書の有無	省令第51条の8第1項の届出がされていること。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適	
自衛消防組織設置（変更）届出書の有無	消防法施行令（以下「令」という。）第4条の2の4に規定する防火対象物（同条第2号に掲げる防火対象物にあっては、同条第1号に規定する自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。）にあっては、法第8条の2の5第2項の届出がされていること。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適	
防災管理業務の一部委託	防災管理業務の一部を委託している場合は、省令第51条の8第2項において準用する省令第3条第2項に定める事項が申請防災管理対象物の防災管理に係る消防計画に定められていること。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適	
管理権原を有する範囲	建築物その他の工作物（以下「防災管理対象物」という。）で管理について権原が分かれている場合は、省令第51条の8第2項において準用する省令第3条第3項に定める事項が申請防災管理対象物の防災管理に係る消防計画に定められていること。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適	
防災管理に係る消防計画の実施	省令第51条の8第1項各号に定める事項のうち、申請防災管理対象物の防災管理に係る消防計画に定められている事項が定められたとおり適切に実施されていること。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適	
自衛消防組織の業務の実施	令第4条の2の4に規定する防火対象物（同条第2号に掲げる防火対象物にあっては、同条第1号に規定する自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。）にあっては、省令第51条の10第1項各号に定める事項のうち、申請防災管理対象物の防災管理に係る消防計画に定められている事項が定められたとおり適切に実施されていること。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適	
共同自衛消防組織の決定	令第4条の2の4に規定する防火対象物（同条第2号に掲げる防火対象物にあっては、同条第1号に規定する自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。）のうち、令第4条の2の5第2項の規定により、その管理について権原を有する者が共同して自衛消防組織を置く場合にあっては、省令第51条の10第2項各号に定める事項のうち、申請防災管理対象物の防災管理に係る消防計画に定められている事項が定められたとおり適切に実施されていること。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適	

訓練の実施回数	避難訓練を年1回以上実施していること。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適	
訓練の事前通報の有無	避難訓練の実施に当たり消防機関に通報していること。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適	
統括防災管理者選任(解任)届出の有無	防災管理対象物で管理について権原が分かれているものにあつては、省令第51条の11の3において準用する省令第4条の2第1項の届出がされていること。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適	
全体についての消防計画作成(変更)届出の有無	防災管理対象物で管理について権原が分かれているものにあつては、省令第51条の11の2において準用する省令第4条第1項の届出がされていること。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適	
避難上必要な施設等の維持管理	法第8条の2の4に規定する避難上必要な施設及び防火戸について、適切に管理されていること。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適	

留意事項 検査項目に係る消防法令の基準が申請防災管理対象物に適用がない場合は、当該検査項目は除外とし、斜線を引くこと。

(認定・不認定) 通知書

福山地区指令 第 号  
年 ( 年) 月 日

様

福山地区消防組合

消防署長



消防法第36条第1項において準用する同法第8条の2の3第3項の規定により、  
年 ( 年) 月 日付けで申請のあった次の防災管理対象物に係る  
特例については、(認定する・認定しない) ことを決定したので通知する。

教 示

この処分不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算  
して3か月以内に福山地区消防組合管理者に対して審査請求することができる。

また、この処分については、処分があったことを知った日の翌日から起算して6  
か月以内に福山地区消防組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することが  
できる(訴訟において福山地区消防組合を代表する者は福山地区消防組合管理者とな  
る。)

なお、この処分について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決が  
あったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福山地区消防組合を被告と  
して処分の取消しの訴えを提起することができる。

防 災 管 理 対 象 物	所在地	
	名 称	
	用 途	
認定の効力が生じる日		年 ( ) 月 日
認定しない理由		
特 記 事 項		

備考 1 認定通知書の場合は認定の効力が生じる日を、不認定通知書の場合は認定  
しない理由を記載すること。

2 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第8号

年 月 日

福山地区消防組合 消防署長 様

(申請者)

住所又は  
所在地

名前又は  
名称及び  
代表者名

電話番号

## 受 領 書

年 ( 年 ) 月 日付け福山地区指令 第 号の ( 認定・不認定 )  
通知書は、確かに受領しました。

(代理者受領)

住所又は  
所在地

名前

電話番号

福山地区指令 第 号  
年 ( 年) 月 日

様

福山地区消防組合

消防署長

㊟

## 特 例 認 定 取 消 書

次の防災管理対象物は、消防法第36条第1項において準用する同法第8条の2の3第6項第 号に該当するため、同項の規定に基づき特例認定を取り消す。

- 1 防災管理対象物所在地、名称等
- 2 特例認定年月日・指令番号
- 3 特例認定の取消し（処分）の理由となる事実

### 教 示

この処分に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に福山地区消防組合管理者に対して審査請求することができる。

また、この処分については、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福山地区消防組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において福山地区消防組合を代表する者は福山地区消防組合管理者となる。）。

なお、この処分について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福山地区消防組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

特例認定通知証明書交付願出書

年 月 日
<p>福山地区消防組合 消防署長 様</p> <p style="text-align: center;">申請者</p> <p style="text-align: center;">住所又は 所在地 _____</p> <p style="text-align: center;">名前又は 名称及び 代表者名 _____</p> <p style="text-align: center;">電話番号 _____</p> <p>次の防災管理対象物が消防法第36条第1項において準用する同法第8条の2の3第3項の規定による認定を受けた防災管理対象物である旨の通知書が交付されたことについて、証明書の交付を受けたいので、願い出ます。</p>

防 災 管 理 対 象 物	所 在 地	
	名 称	
	管理権原者	
	電 話 番 号	
特例認定日・番号		年 (      年 ) 月 日・福山地区指令 第      号
その他必要な事項		
※ 受 付 欄	※ 手 数 料 欄	※ 経 過 欄
		福消証 第      号 年      月      日 確認者階級・名前 <div style="text-align: right;">⑩</div>

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 2 ※印の欄は、記入しないこと。
  - 3 特例認定日・番号は願い出の際に確認の上、記入すること。

様式第 1 1 号

福消証 第 号  
年 ( 年) 月 日

様

福山地区消防組合  
消防署長

㊟

## 特例認定通知証明書

次の防災管理対象物は、消防法第 3 6 条第 1 項において準用する同法第 8 条の 2 の 3 第 3 項に規定する特例認定の通知をしたことを証明する。

- 1 防災管理対象物の所在地
- 2 防災管理対象物の名称
- 3 証明に係る特例認定を受けた防災管理対象物の管理権原者
- 4 特例認定通知年月日・指令番号